

別表第1（第8条関係）

広告物の種類	許可の期間
壁面広告、突出し広告、つり下げ広告、屋上広告若しくはバスシェルター広告又は独立して設置される広告物	3年以内
置看板、電柱、街灯柱その他電柱の類並びにアーチ及びアーケードの支柱を利用する広告物又は標識を利用する広告物	1年以内
貼り紙、貼り札、立看板、広告幕、のぼり旗、アドバルーン又はぼんぼり	1月以内

別表第2（第12条関係）

1 屋外広告物の禁止地域等以外の区域における許可基準

種類	基準				共通
	地域の区分ごとの基準				
	第1種地域	第2種地域	第3種地域		
壁面 等 広告	<p>表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100平方メートル以下の場合にあっては1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に20分の1を乗じて得た数に20を加えた数以下で、かつ、100平方メートル以下</p>	<p>表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100平方メートル以下の場合にあっては1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に10分の1を乗じて得た数に30を加えた数以下で、かつ、200平方メートル以下</p>	<p>表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100平方メートル以下の場合にあっては1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に7分の1を乗じて得た数に50を加えた数以下で、かつ、300平方メートル以下であ</p>	<p>(1) 壁面の端から突き出ないものであること。 (2) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	

	であること。	であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	ること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。
一般広告物	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p> <p>(2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p> <p>(2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>

突出し 広告	自家用 広告物 等	地盤面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。	地盤面から広告物の上端までの高さは、20メートル以下であること。	地盤面から広告物の上端までの高さは、30メートル以下であること。	(1) 表示面は、2面であること。
	一般 広告物	(1) 地盤面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (2) 信号機及び道路標識から10メートルの範囲内に突き出ないものであること。	(1) 地盤面から広告物の上端までの高さは、20メートル以下であること。 (2) 信号機及び道路標識から10メートルの範囲内に突き出ないものであること。	(1) 地盤面から広告物の上端までの高さは、30メートル以下であること。 (2) 信号機及び道路標識から10メートルの範囲内に突き出ないものであること。	(2) 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。 (3) 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 (4) 通常の通行の妨げにならないものであること。 (5) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合で、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突出し幅

					が1.0メートル以下であるものに限って、道路に突き出すことができる。
つり下げ広告		(1) 1個の広告物の表示面積は、2平方メートル以下とすること。 (2) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5メートル（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5メートル）以上であること。 (3) 通常の通行の妨げにならないものであること。			
屋 上 広 告	自家用 広告物 等	広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、7メートル以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、10メートル以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、15メートル以下とすること。	(1) 建築物1棟につき、1個であること。
	一般 広告物	広告物の高さは、建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、7メートル以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、10メートル以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、15メートル以下とすること。	(2) 屋根に直接表示しないこと。 (3) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (4) 木造建築物に設置するものでないこと。

バス シ ェ ル タ ー 廣 告	一般廣 告物	<p>(1) 1面当たりの表示面積は、3平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 広告物を設置し、管理する者は、バス事業者であること。</p>			
独 立 し て 設 置 さ れ る 廣 告 物	自家用 廣告物 等	表示面積は、1面につき、15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下であること。	表示面積は、1面につき、20平方メートル以下で、かつ、合計40平方メートル以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積は、1面につき、30平方メートル以下で、かつ、合計60平方メートル以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	<p>(1) 高さは15メートル以下であること。</p> <p>(2) 片面にのみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。</p> <p>(3) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合で、道路の占用の許可を受けて設</p>

				<p>置する道路の上空における突出し幅が1.0メートル以下であるもの限り、道路に突き出すことができる。</p>
一般広告物	<p>表示面積は、1面につき、7平方メートル以下で、かつ、合計14平方メートル以下であること。</p>	<p>表示面積は、1面につき、15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p>	<p>表示面積は、1面につき、20平方メートル以下で、かつ、合計40平方メートル以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p>	<p>(1) 高さは7メートル以下であること。 (2) 片面のみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。 (3) 道路に突き出ないものであること。 (4) 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカー</p>

				<p>ブミラーから10メートル以上離して設置するものであること。</p> <p>(5) 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、後から設置される広告物の高さ(4メートル未満のときは、4メートルとする。)以上であること。</p> <p>(6) 点滅し、又は回転するものでないこと。</p>
電柱その他の電柱の類を利用する広告物	(1) 電柱その他の電柱の類に直接塗料等で広告内容を表示するものでないこと。	(2) 電柱その他の電柱の類から突き出し、又は電柱その他の電柱の類に巻き付けるものとし、突き出すものにあつてはその大きさが縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下で、かつ、突出し幅が0.6メートル以下で、地盤面からその下端までの高さが4.5メートル(歩道の上空にあつては、2.5メートル)以上、巻き付けるものにあつては地盤面からその上端までの高さが3.5メートル以下、その下端までの高さが1.5メートル以上となるように設置すること。	(3) 電柱その他の電柱の類1本につき1個に限ること。ただし、巻き付け	

	<p>るものにあつては、その表示面積が1平方メートルを超えない場合に限 り、2個とすることができる。</p> <p>(4) 彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。）が8を超える 色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。</p> <p>(5) 表示内容は、事業所等の方向、里程などを表示するものであること。</p> <p>(6) 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(7) 取付方向は、道路中央側でないこと。</p>
消火栓の標 識を利用す る広告物	<p>(1) 表示面積は、1面につき、0.32平方メートル以下で、かつ、突出 し幅は0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 個数は、標識柱1本につき、1個であること。</p> <p>(3) 地色は白、ベージュその他これらに近い淡色とし、図柄は2色以下と すること。</p> <p>(4) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものに あつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けて いること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5メートル（歩道 又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5メー トル）以上であること。</p> <p>(5) 取付方向は、道路中央側でないこと。</p> <p>(6) 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添架す るものであり、当該消防署長の同意書を添付したものであること。</p>
街灯柱を利用 する広告 物	<p>(1) 表示面は2面とし、その面積は1面につき、0.5平方メートル以下 であること。</p> <p>(2) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものに あつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けて いること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5メートル（歩道 又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5メー トル）以上であること。</p> <p>(3) 個数は、街灯柱1本につき1個に限ること。</p> <p>(4) 道路管理者が設置した街灯柱に添架するものでないこと。</p>
バス停留所 の標識を利用 する広告 物	<p>(1) 表示面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積 は、0.2平方メートル以下で、かつ、表示ボックスの各表示面の大き さの3分の1程度で、その位置は、表示ボックスの最下段とすること。</p> <p>(2) 広告物を設置し、管理する者は、バス事業者であること。</p>
アーケード の支柱を利用 する広告 物	<p>(1) 表示内容は、地名、街区名等であること。</p> <p>(2) アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）のは り以上の高さに設置するものであること。</p>

アーチの支柱を利用する広告物		(1) 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。 (2) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5メートル（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5メートル）以上であること。			
貼り紙		(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) のり付けしないものであること。 (3) 1壁面につき、2枚以下であること。			
貼り札		(1) 表示面積は、0.5平方メートル以下であること。 (2) 1の物件につき、2枚以下であること。			
立看板、置看板又はのぼり旗		(1) 表示面積は、1面につき、2平方メートル以下であること。 (2) 風雨等により倒れるおそれのないものであること。			
広 告 幕	自家用 広告物 等	表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること。	表示面積の合計は、1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積の合計は、1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	横断幕にあつては、道路を横断して設置するものではないこと。
	一般 広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1	表示面積の合計は、1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1	表示面積の合計は、1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1	

	以下であること。	以下であること。 ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	以下であること。 ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	
アドバルーン	<p>(1) 広告物は掲揚網に設置するものとし、その大きさは長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 気球の大きさは直径3メートル以下、綱の長さは50メートル以下であること。</p> <p>(3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。</p> <p>(4) 補助網を用いるものであること。</p>			
ぼんぼり	<p>(1) 大きさは、縦1メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面は、3面以内であること。</p>			
道標、案内図板又は案内板	<p>(1) この表における壁面広告、突出し広告、つり下げ広告、屋上広告及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を満たすものであること。</p> <p>(2) 道路に突き出ないものであること。</p>			

2 禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種類	基準	
	個別基準	共通
壁面広告	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 壁面上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(1) 1の敷地における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 電光表示広告物を表示し、又は設置するときの表示面</p>
突出し広告	<p>(1) 表示面は2面とし、その面積は1面につき、5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。</p> <p>(3) 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</p> <p>(4) 地面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。</p> <p>(5) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p>	

	<p>(6) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合で、道路の占有の許可を受けて設置する道路の上空における突出し幅が1.0メートル以下であるものに限り、道路に突き出すことができる。</p>	<p>積の合計は0.5平方メートル以下であること。ただし、立看板、置看板又はのぼり旗については適用しない。</p>
つり 下げ 広告	<p>(1) 1個の広告物の表示面積は、2平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 道路の占有の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5メートル（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5メートル）以上であること。</p> <p>(3) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p>	
屋上 広告	<p>(1) 1面の表示面積は、同一側壁面面積の10分の1以下であること。</p> <p>(2) 広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下で、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。</p> <p>(3) 建築物1棟につき、1個であること。</p> <p>(4) 屋根に直接表示しないこと。</p> <p>(5) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(6) 木造建築物に設置するものでないこと。</p> <p>(7) 高速自動車国道から展望できる100メートル以内の区域にあつては、点滅し、又は回転するものでないこと。</p>	
独立 して 設置 され る広 告物	<p>(1) 表示面積は、1面につき、10平方メートル以下で、かつ、合計20平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、10メートル以下であること。</p> <p>(3) 片面にのみ広告物を表示する場合で、その裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。</p> <p>(4) 高速自動車国道から展望できる100メートル以内の区域にあつては、点滅し、又は回転するものでないこと。</p> <p>(5) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合で、道路の占有の許可を受けて設置する道路の上空における突出し幅が1.0メートル以下であるものに限り、道路に突き出すことができる。</p>	
立看 板、 置看	<p>(1) 表示面積は、1面につき、2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 風雨等により倒れるおそれのないものであること。</p>	

板又はのぼり旗	
広告幕	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。</p>
アドバルーン	<p>(1) 広告物は掲揚網に設置するものとし、その大きさは長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 気球の大きさは直径3メートル以下で、網の長さは50メートル以下であること。</p> <p>(3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。</p> <p>(4) 補助網を用いるものであること。</p>
ぼんぼり	<p>(1) 大きさは、縦1メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面は、3面以内であること。</p>

3 禁止地域等における案内広告物の許可基準

種類	基準	
	個別基準	共通
道標又は案内図板	<p>(1) 公共団体が設置するものであること。</p> <p>(2) 表示面積は、1面につき、5平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 個数は、最も必要な箇所に1個であること。</p> <p>(4) 建築物の壁面を利用するものにあつては、壁面上端又は両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(5) 独立して設置されるものにあつては、高さ4メートル以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10メートル以上離して設置するものであること。</p>	<p>電光表示広告物を表示し、又は設置するときの表示面積の合計は、0.5平方メートル以下であること。</p>
案内板	<p>(1) 1事業所等につき、主たる進入路の両端のいずれかに、壁面広告又は独立して設置される広告物のいずれか1個に限り設置することができること。</p> <p>(2) 建築物の壁面を利用するものの表示面積は、1面につき、1平方メートル以下であること。</p>	

	<p>(3) 独立して設置される広告物の表示面は2面とし、その面積は1面につき2平方メートル（3以上の者が共同して設置する場合にあっては、10平方メートル）以下で、かつ、その高さは3メートル（3以上の者が共同して設置する場合にあっては、5メートル）以下であること。</p> <p>(4) 電柱その他の電柱の類に巻き付けられ、又は電柱その他の電柱の類から突き出すものにおいて、禁止地域等以外の区域における電柱その他の電柱の類を利用する広告物に係る基準（個数に係る部分を除く。）を準用する。</p> <p>(5) 個数は、巻き付けのもの又は突き出しのものそれぞれ1個であること。</p> <p>(6) 事業所等の方向、里程等を表示する面積は、表示面積（電柱その他の電柱の類に巻き付けられ、又は電柱その他の電柱の類から突き出す案内板に表示する内容に公共性が高い内容が含まれる場合における当該公共性の高い内容の表示に係る面積を除く。）の3分の1に相当する面積を下らないこと。</p> <p>(7) 道路に突き出ないものであること。</p>
--	---

4 禁止地域等以外の区域における電光表示広告物の許可基準

種類	基準		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
電光表示広告物（主に映像を表示する装置を利用するものに限る。）	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、2平方メートル以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、20平方メートル以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、30平方メートル（商業地域にあっては、40平方メートル）以下であること。
電光表示広告物（主に文字を表示する装置を利用するものに限る。）	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、40平方メートル（商業地域にあっては、50平方メートル）以下であること。

備考 禁止地域等以外の区域における電光表示広告物の許可基準は、各種類に応じて各種類の一般広告物の基準を適用する。ただし、独立して設置される広告物における高さは、当該基準の2倍を超えないものとする。